「嬉野市高齢者保健福祉計画(案)」について、市民の皆様からご意見を募集したところ、1件(1名)のご意見をいただきました。いただいたご意見及びご意見に対する市の対応について、公表いたします。

1. 意見募集期間 令和6年2月1日(月)から2月29日(月)まで

2. 公 表 資 料 嬉野市高齢者保健福祉計画(案)

 2. 公 役 負 将 増野市高齢有保健価位計画 (条)

 3. 周 知 方 法 市ホームページ、塩田庁舎、嬉野庁舎

4. 意 見 件 数 1件(1名)

5. ご意見の内容及び対応 下記のとおり

## 【 全体的なこと 】

番号	ご意見の内容	ご意見に対する対応
1	<ul> <li>嬉野市ホームページからダウンロードした本計画のタイトルには(素案)とあります。</li> <li>これまで、福祉系のパブコメに意見を述べてきました。「素案」とは初めてです。通常は(案)を作る素材的な意味で使われています。</li> <li>* 「練り上げてまとまった案にする前の、大もとになる案」(「広辞苑」第7版)</li> <li>これは、集団的な検討を経て、公的に出されたものなのですか。</li> </ul>	ご意見ありがとうございます。次回の参考にさせて頂きます。
2	「嬉野市高齢者保健福祉計画」(令和3年~令和5年)の概括的な総括がありません。通常、中長期計画を立てる場合、前計画の到達点を示し、向こう3年の計画を立てることになります。PDCAサイクルを重視するのであれば、なおさらです。総括が必要ではないですか。	事業ごとに進捗状況や状況 が異なりますので、必要な事業については前計画からの 実施状況や数値等を記載し ております。

この三年間の大きな問題は世界を襲った新型コロナ・パンデミックでした。老人会や婦人会などの地縁的組織だけでなく、種々の同好会など所謂ソーシャルキャピタルとして人をつないできた組織が自粛・休会を余儀なくされ、そのまま解散になったところもあります。嬉野市内各民児協定例会も幾度となく休会となり、高齢者の見守り活動にも制約を及ぼしました。歴史上も特異な期間でした。この事跡、教訓をきちんと項立てして起こすべきだと思いますが如何ですか。

3

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日より季節性インフルエンザと同じく第5類感染症へ移行いたしました。介護保険施設等でも感染症全般に対する計画の策定がなされます。当計画では第5章の8項にて言及しております。

2 クール前の平成 30 年 3 月に発行された「嬉野市高齢者保健福祉計画」(2018 年度~2020年度)には次の件があります。

「今後はわが国の大きな人口集団である団塊の世代や団塊ジュニアが75歳以上に達する時期は介護需要等の急増が想定され、それぞれ2025年(平成37年)問題、2050年(平成62年)問題としてその対応策が大きな課題となっています」(同p.1)

言うまでもなく、当面直面する大課題です。 しかし、本計画にて、「2025 年問題」に対応す るという章立て、記載を見ることができませ ん。

そこで、端的に伺います。嬉野市として、「2025年問題」にて実現しようとする具体的な「対応策」は何ですか。 箇条書きでもよいですのでお示しください。

今回の計画の策定委員会に おいて令和7年以降の65歳 以上人口はゆるやかに減少 していく見込みであること から、当市の計画としては 2025年問題に言及すること への不自然さを指摘されま した。2025年は来年です。こ の計画に記載された事業を 確実に行いながら今後の推 移に対応致します。

## 【各論】

5

第5章 P.5「介護現場の生産性向上」 医療労働や介護労働は基本、人(マンパワー) が担うものです。私は、「介護の社会化」を目 指してスタートした介護保険制度の相次ぐ後 退、とくに介護報酬が低いことが他産業へ流 失を招き、人材不足の根本原因になっている と思います。

どこの介護事業所もギリギリの体制で運営していますが、後学のためにお尋ねします。

「介護現場の生産性向上」とは具体的に何を 指すのですか。それは、従事者にさらに負荷 を課すことになりませんか。また、利用者に とってプラスになりますか。 具体的には、介護ロボットや ICTの活用、海外からの介 護人材の受け入れ等が挙げ られるかと考えます。従事者 の負担を軽減し、利用者にと ってもプラスになると考え ますが、現場の意見を伺う と、現在ゆっくりと進んでお り、まだまだ途中の段階であ るとのことです。

第5章 (P.55)「専門的人材の確保」

上記に関連しますが、「市内でも介護職員の高齢化や不足のためにグループホームや訪問介護事業所、通所介護、居宅介護支援事業所がやむなく閉鎖せざるを得ない状態が続きました」として、福祉資格取得の援助などが上げられています。無念さが伝わる件です。しかし、現在は資格を取得というより、逆に介護施設で働く福祉職の人がこのままではライフサイクルが描けないと転職されています。「処遇の改善」「職場環境の改善」(p.5)は中小事業所規模単独では限界にきています。

介護保険基盤整備で「国は、市町村が行う介護サービス基盤の整備等を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金の支給等の支援を行う」とうたっています。自治体は2024年度から第9期に入ります。2025年~2040年問題に対応するため、介護従事者は超高齢社会を支えるエッセンシャルワーカーとしてなくてはならない社会的役割を担っています。政府・厚労省へ、行政や事業者が現場の窮状を伝え、介護保険制度改善への働きかけ(と

ご意見ありがとうございま す。参考にさせて頂きます。

6

	フラス-無相知の 一の となり マニュニッカル	
	くに介護報酬アップ)を強めることこそ抜本	
	的な解決策だと思われませんか。	
	第1章「高齢者福祉要望等実態調査」	本計画は介護保険事業計画
	嬉野市の諸計画は大概、民間コンサルタント	と一体的に計画化するとい
	に調査を依頼して(郵便にて返信する方法)、	う位置づけであることから
	それを基礎にして分析・方策を展開します。	杵藤地区市町村圏介護保険
7	しかし、この方法はいわば回答能力のある人	事務所で実施された高齢者
1	だけの意見集約になり、本当に社会的に困難	要望等実態調査の結果を基
	な人の意見が反映されません。当然、これに	に策定しております。具体的
	もとづく分析は正確とはいえません。	な数字に関しては第9期介
	調査の具体的な数字(対象者、配布数、有効	護保険事業計画の記載を参
	回収率など)を公開してください。	考にされて下さい。
	嬉野市民生委員協議会では…	以下調査そのものが現時点
		で公表前でありますので、こ
8		ちらでの公開は差し控えさ
		せていただきます。
		- W 75 - L - 2 - 17 - 1
	第1章 (p.6) PDCAサイクル	日々の業務の中でも目標設
	行政文書にかならず登場するのがこのPDC	定の難しさを感じておりま
	Aサイクルです。しかし、本計画をみると具	す。仰るような目標設定を行
	体的に数字に上がっているのは数項目にすぎ	っていても、どの程度この計
	ません。前述したように、マクロ的に見ても	画に掲載するか、計画のボリ
	前計画からサイクルが回っているとは言えま	ュームそのものの検討が必
	せん。(蓄積がされない)	要となります。例えで挙げて
	人口減が進む今日、定量的な数値の設定・評	頂いているように「専門的人
	価は難しい側面があります。しかし、難しく	材の確保」につきましては資
9	とも、評価可能な目標を設けないことには計	格取得者に対してすでに助
	画になりません。(作って終わりにはしない)	成金を上乗せしております
	たとえば、先ほどの介護の「専門的人材の確	が、今回はこのような詳細ま
	保」(p.55) のところでは、職種転換の費用に	での記載はしておりません。
	助成を検討するとあります。「介護施設への転	多くを記載し、内容が増える
	職、資格取得支援条例」を制定するという目	ことで手に取られる方が少
	標設定はどうでしょう。	なくならないよう、尚且つ概
	他の、数値目標が挙げられていないところは、	要が伝わるよう検討し、当市
	その前提条件(制度、システム構築)を実現	では現在の計画のボリュー
	するという目標を掲げたらどうでしょうか。	ムを維持しているところで
		す。

	第2章 (P.11) 脱字	ご指摘ありがとうございま
	「要介護度別の認定者みると」⇒「認定	す。変更致します。
	者数をみると	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	有数でかると  	
1 0		
10		
	第2章 (P.14)「要介護状態になるリスク保	
	持者の割合」	高い「うつ傾向」に関する文
	いきなり「うつ傾向」のリスクが最も高い、	面を追加いたしました。
	全ての項目で嬉野市が若干高いなどと言われ	
	ても、判断しにくい。客観的な評価軸がいる	
1 1		
	のではないですか。これまでは、むしろ嬉野	
	市は多くが農村共同体ゆえに(温泉地区を除	
	く)孤立感が少なく、畑仕事などで健康寿命	
	が長いと言われていました。整合性のある説	
	明が欲しい。	
	第1章 (P. 20 、P. 37 ) 誤植	ご指摘ありがとうございま
	   生活管理指導員短期宿泊事業⇒生活管理指導	   す。検討致しまして、嬉野市
	短期宿泊事業	生活管理短期宿泊事業とい
1 2		たしました。
	第4章 (P.23) ハイリスクアプローチ	国保連合会からきているレ
13	「75歳以上の後期高齢者については生活習慣	セプトや健診データ情報等
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	病の重症化予防だけでなく、健診・医療・介	を基に、いずれのサービスも
	護のいずれのサービスも利用していない方を	利用していない方に通知と
	<u>抽出</u> して健康状態の把握を行なっています」	質問票を郵送、その後訪問や
	⇒アンダーライン部分は知りませんでした。	電話で状況の確認を行い、必
	どういうシステムなのか教えてください。	要な方受診やサービスを勧
		   めています。(健康づくり課)
		The state of the s

第4章 (p. 33) 塩田地区のことしか知りませんが、地域包括 支援センターは3地区に分割して以来、困難 を抱えた人へのアウトリーチが積極的に行な 1 4 われるようになったと思います。今後、「2025 年問題」に対応するために、包括支援センタ ーにおいては受け持ち数が増えることから、 それに見合う人的体制を充実させることが望 まれます。 第4章 (p. 35、関連 p. 46) 緊急通報システム 事業の改善を この事業に民生委員は深く関わっています。 平成 27 年には貸出台数 159 台ありました が、経年的に減り、令和4年度は84台になっ ています。 必要と思われる対象者は増えていますが、設 置台数が減っている原因は「携帯保有者の原 則除外」と「協力者確保の困難性」があると 考えます。 とくに、協力者2名(+民生委員1名の3名 を記入する)の確保についてはこれから、益々 困難になります。 そこで、私は令和5年10月に嬉野市長宛てに 1 5 「協力員」について緩和制度が導入されるよ うに要望を出しました。 大野城市「緊急まどかコール」では 24 時間 365 日体制で看護師やヘルパーが対応します。福 岡市では2人の協力員制度(民生委員は条件

募集を行っても、専門職の確保が難しいのが現状です。どの包括でも人材確保は常に課題となっています。

大変申し訳ありませんが、現 時点では令和5年10月に ご要望を頂いた時の回答と 変わりはありません。協力員 2名のうち1名を民生委員 が兼ねるとなれば、民生委員 を退任した後も連絡がいく ことになります。民生委員の 退任後の負担が発生するこ とを避けたいと考えますの で、民生委員の他に2名の協 力員を選出して頂くことを 継続しております。今後は市 としましても先進地の事例 を参考としながら検討して いきたいと存じますので、現 時点においては現状の取扱 いについてご協力をお願い 致します。

くるのが困難だから) 回答は以下でした。

「この事業の目的としましては、緊急時に協力員の方が迅速に発信者宅に赴き、状況等を確認し、必要な措置をとることを前提としたものであります」

ではない)ですが申請時の絶対条件にはなっていません。(都市部ではもともと協力員をつ

私にとって冷たい回答でした。

これからの時代、高齢化率 50%越えのいわゆる「限界集落」が増えていきます。動ける協力者がいなくなるのです。能登半島地震が明らかにした教訓はここにありました。

そもそも、コールセンターは民間事業、駆けつける救急車は公務、その間をつなぐ協力者がボランティアというシステム構築はいびつです。これはもはやボランティアではなく、デューティーであり、業務そのものです。

民生委員は基本、高齢者であり、夜間の確認 出動はそれ自体が危険です。さらに、たとえ ば「胸痛」を訴える人の家に駆けつけて、一 端治まったので「救急車は不要」と判断して、 結果的に対応を間違ったことになったら、生 涯にわたって精神的トラウマとなります。

\* 似た問題に民生委員の災害時の「安否確認」 「災害時避難支援」がありました。多くの民生委 員が支援活動中、犠牲になったり、民生委員が支 援に来なかったので亡くなったと家族から責めら れたりすることがあり、2023 年 5 月、「発災時、 直接的な避難支援はしない」と「災害時避難支援 指針」が改定されました。(全民児連、厚労省) また、24 時間 365 日オンコール状態は精神的 に大きな負担となります。(これを数軒もつこ とを考えてください)

他自治体では夜間(21時から翌朝7時)の 状況確認をやめたり、出動に手当を出したり しているところもあります。

以上より、緊急通報システムについて協力 員・民生委員の「出動」制度を廃止あるいは 負担がないように改善して下さい。

また、携帯所有者を原則、適用除外すること はやめてください。ボタン一つで対話可能な このシステムは設置者の大きな安心感につな がっています。

	第4章(p.44~47)関係団体・事業者等				ここは事業内容を簡潔に説
	毎回、同じ記載ですが内容は変わっています。				明することを目的としてお
	なるべく現状を反映したい。				りますので、現状や課題は記
	老人クラブ連合会は、対象者は増えています				載することを控えておりま
1 6	が、新型コロナ禍もあり、会員減少に歯止め				す。
	がかからず、解散した会もあります。				
	民生委員・児童委員は今期、区長兼務が4名				
	おられ、本市でも選出が困難になっています。				
	第4章 (P. 48)「認知症施策」				ご指摘を受け、内容の見直し
	2023年6月「認知	印症基本法	ら」が成立	しました。	を行いました。本市の事業で
	認知症の人が尊ん	厳をもち、	希望をも	って暮ら	「認知症基本法」の内容がど
	せるよう、基本	理念として	(認知症の	人の意見	の事業に当てはまるかわか
	表明や社会参加の	の機会確保	<b>社</b> 、良質が	つ適切な	るように「認知症施策」の章
1 7	保健医療・福祉	サービスの	)提供、認	知症の人	の各題字に記載を行いまし
	及び家族等が地域	或において	て安心して	日常生活	た。2介護予防の推進の章
	を営むことができ	きることの	)推進など	を掲げて	にも認知症予防についての
	います。				記載を行っております。
	基本、前文に書かれていますが、基本法の理				
	念について触れた	<b>たい。</b>			
	第4章 (P.53)	避難行動	协要支援者	への避難	表に記載する項目を増や
	支援の推進				しすぎると、お伝えしたい項
	現状の「同意者の	のうち計画	11作成率」	の下に対	目が見にくくなることから、
	象者比作成率を打	<b>挿入したい</b>	<b>)</b> 0		対象者比作成率の記載を今
					回は控えさせて頂きます。
					対象者比作成率を上げてい
			1	1	くには同意者を増やすこと
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	が必要ですが、現時点では同
1 8			1741 T / (X	(9月末時点)	意者の方の作成率を上げる
	避難行動要支援者数	1,135 人	1, 140 人	1, 117人	ことに主に取り組んでおり、
	同意者	793 人	740 人	711 人	同意者を増やすことにつき
	個別避難計画作成者	741 人	675 人	662 人	ましては今後の課題とさせてください。計画の必要性を
	同意者のうち計画作成率	93%	91%	93%	周知し、作成に協力して頂い
	対象者比作成率	65%	59%	59%	ているケアマネージャーの
	対象者比作成率は下がる傾向にあります。私				方にも研修会等で学ぶ機会
	は、ケアマネージャーが「個別支援計画」を				をつくっていきたいと考え
	作るやり方では、現行の介護計画作成だけで				

手一杯であることから、進まないと思います。
また、「災害時ケアプラン作成」の訓練をうけ
ていません。

作成率が進まないのは、どこに原因があるのか、どうすれば上がるのと考えておられるのか、現状評価と方策を述べて頂きたい。

ます。